

介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組みについて

1. 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の取得状況

算定する加算の名称	サービス名	算定する加算の区分
介護職員処遇改善加算	介護老人福祉施設	加算Ⅰ
	短期入所生活介護	加算Ⅰ
	通所介護	加算Ⅰ
	日常生活支援総合事業 通所型サービス	加算Ⅰ
介護職員等特定 処遇改善加算	介護老人福祉施設	加算Ⅰ
	短期入所生活介護	加算Ⅰ
	通所介護	加算Ⅰ
	日常生活支援総合事業 通所型サービス	加算Ⅰ

2. 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

資質の向上	介護福祉士等、介護の資格取得を目指す者に対する研修や受講支援。
	喀痰吸引等の専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する受講支援。
	研修受講やキャリア段位制度と人事考課との連動。
労働環境・ 処遇の改善	特浴、超低床電動ベッドを導入し、介護職員の腰痛対策を行っている。
	朝、昼、夕にミーティングを行いご利用者様の情報を共有している。
	年次健康診断の実施、介護職員の腰痛健康診断及び夜勤者に対する健康診断を行っている。
	全館及び敷地内全面禁煙を実施し流動喫煙に配慮した。
その他	非正規職員から正規職員への転換を奨励している。